

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

社会福祉事業施設団体職員共済事業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、定款第2条第1項第17号の規定に基づき、社会福祉施設団体職員共済事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約者

共済契約の当事者である事業主

(2) 加入者

契約者が運営する事業所に勤務する有給専従者のうち、就業規則、労働協約等により、本共済制度の受益者とされた者

(3) 共済契約

この規程で定める本共済制度に必要な資金を契約者が福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約

(事業)

第3条 県社協は、この規程に定めるところにより次の事業を行う。

(1) 退職手当金の給付

(2) 慶弔金の給付

(3) 見舞金の給付

(4) 加入者に対する融資

(5) その他、運営委員会で必要と認めた事項

(共済契約者の範囲)

第4条 本共済契約者の範囲は、県社協会員及び会費に関する規程第2条第1項に規定する会員のうち、一般会員である施設及び団体とする。

(共済契約の締結及び加入の決定)

第5条 本共済への契約を希望する者は、所定の手続きにより申し込むものとし、共済掛金の払込みにより契約が成立する。

- 2 本共済への加入にあたっては、所定様式により申し込むものとし、加入決定通知書の交付により加入を承認するものとする。

(共済契約の解除)

第6条 本共済契約を解除しようとするときは、所定の手続きにより福島県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に届け出るものとする。

- 2 共済契約者が正当な理由なくして3カ月以上共済掛金を滞納したときは、運営委員会の議決により契約を解除することができる。
- 3 前項の場合において契約を解除された者は、共済掛金のうち加入者掛金分について返還を受けるほか、一切の権利を失う。

第2章 共済事業

(共済掛金)

第7条 共済掛金は俸給月額 $1,000$ 分の 54 とし、原則として下記に掲げる区分により負担するものとする。

(1) 共済契約者 俸給月額 $1,000$ 分の 27

(2) 加入者 俸給月額 $1,000$ 分の 27

- 2 共済掛金は、毎年8月1日現在の俸給月額を基礎とする。
- 3 育児、介護、傷病などの休業により俸給の全部または一部の支給を受けなくなった加入者については、その間の掛金の納付を免除することができるものとする。なお、その際は加入者掛金とあわせて共済契約者掛金も免除するものとする。

(退職手当給付金の額)

第8条 退職手当給付金の額は、次の(1)に掲げる額と(2)に掲げる額とを合算した額とする。ただし、加入期間が1年未満の者に対しては、この規定にかかわらず、加入者の掛金累計額分のみを支給するものとする。

(1) 給付確定額

(2) 退会時の元利合計額 $\times$ 加入期間に応じて別表1に定める率

- 2 前項(1)に定める「給付確定額」は、平成18年3月31日現在で効力を有する共済事業規程第7条に基づき、平成18年3月31日で退会したと仮定して計算される。ただし、平成18年3月31日時点での加入期間が1年未満である加入者については、その加入者の平成18年3月31日までの加入者本人が負担した掛金の累計額を、「給付確定額」とみなす。なお、平成18年4月1日以降の加入者については、「給付確定額」は零とする。

- 3 第1項(2)に定める「退会時の元利合計額」は、次の(ア)に掲げる額と(イ)に掲げる額とを合算した額とする。

(ア) 退会時直前の3月31日（退会日が3月31日の場合は、前年の3月31日とする。）現在の期末元利合計額 $\times$ 退会月に応じて別表2の①に定める率

(イ) 退会時直前の4月1日以降退会日までの間の年間本人掛金額×退会月に応じて別表2の②に定める率

4 期末元利合計額は、次の算式により計算する。

前年度の期末元利合計額×1.02+当該3月31日前の年間本人掛金額×1.01
なお、平成18年3月31日現在の期末元利合計額は零とする。また、平成18年4月1日以降新たに加入した者の加入直後の3月31日における期末元利合計額は、加入日以降、直後の3月31日までの間の本人掛金額に、加入月に応じて別表3に定める率を乗じた額とする。

5 第1項の加入期間は、共済に加入した月から退会の月までとする。

6 本共済事業が廃止された場合においては、第1条の規定にかかわらず、廃止日現在における各加入者の退職手当給付金の要支給額(廃止日で退会したと仮定して計算される退職手当給付金の額をいう。)の比に応じ、廃止日現在の共済事業退職積立基金を、廃止日現在の加入者に分配するものとする。

(慶弔金の給付額)

第9条 慶弔金の給付額は次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金 20,000 円
(加入者1人につき、その結婚の都度)
- (2) 出産祝金 10,000 円
(加入者1人につき、その子ども1人の出生に対して)
- (3) 弔慰金 20,000 円
(加入者本人、またその配偶者の死亡の場合)

(見舞金の給付)

第10条 見舞金は、傷病見舞金及び災害見舞金の二種とする。

- 2 傷病見舞金の給付額は次のとおりとする。
同一の傷病により継続して1カ月以上入院の場合 10,000 円
- 3 災害見舞金の給付額は次のとおりとする。
災害等により加入者が住む住宅が半焼、半壊以上の場合 20,000 円

(加入者に対する資金の貸付け)

第11条 本共済に1年以上継続加入している者で、資金の必要な者は本共済から一般資金及び住宅資金の貸付を受けることができる。

住宅資金は、職員が自己の用に供する住宅の新築、増改築又は買収及びこれに伴う用地の取得に資金を必要とする場合に貸付けする。

- 2 一般資金の貸付額は、借入れ申込者の貸付時における退職手当給付金の80パーセントまで、または共済掛金の基礎となった俸給月額の2倍までとし、一般資金は200万円を限度とする。ただし、共済掛金の基礎となった俸給月額の2倍の貸付をする場合は、所属長の連帯保証届を添付するものとする。
- 3 住宅資金の貸付額は、借入れ申込者の貸付時における退職手当給付金の80パーセ

ントまでとし、500 万円を限度とする。

- 4 第2項及び第3項における退職手当給付金の80パーセントは、一般資金貸付金及び住宅資金貸付金の合計額に適用する。
- 5 貸付けにあたっては、貸付金の償還について、所属長（俸給支払義務者）が毎月の俸給より元金及び利子を差引くことの承認を必要とする。
- 6 一般資金貸付金の償還期間は10年以内とし、住宅資金貸付金の償還期間は15年以内とする。
- 7 償還方法は、貸付けを受けた月の翌月より元利均等の月賦償還とする。
- 8 貸付金の利子は、年3.5パーセントとする。
- 9 借受者が貸付金を定められた期限までに償還しない場合は延滞元金につき、年10.75パーセントの率をもって延滞利子を徴収する。ただし、やむを得ない事情のある場合、運営委員会に諮り免除することができる。
- 10 契約を解除した者及び除名された者は、直ちに未償還元金及び利子を返還しなければならない。
- 11 退職時に貸付金の未償還額がある場合、退職手当給付金支給の際その未償還額を差し引いて支給するものとする。

第3章 運営委員会

（構成）

第12条 事業運営を円滑にするため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、次の各号の者をもって構成し、会長が委嘱する。

- （1）加入者代表 5名
- （2）経営者代表 5名
- （3）学識経験者 2名

3 委員の任期は2年とし、補欠によって委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員）

第13条 運営委員会は、次の役員を互選し、会長がこれを委嘱する。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 2名

（議事）

第14条 運営委員会は、委員長がこれを招集する。

2 運営委員会に議長を置き、委員長をもってあてる。

3 委員長は運営委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示し、委員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から10日以内にこれを招集附議しなければならない。

- 4 会長は事務執行上必要ある場合、委員長に運営委員会の開催を求めなければならない。
- 5 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 6 運営委員会の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が順次にその職務を代理する。

第4章 会計及び資産の管理

(会計)

第15条 本事業の会計は、県社協の特別会計とする。

- 2 特別会計から県社協の一般会計への当年度の繰入金支出額は、前年度の掛金合計額の2%とする。

(予算)

第16条 本事業の予算は、会長が作成し、毎会計年度運営委員会の議決を得なければならない。

(決算)

第17条 本事業の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に会長において作成し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本事業の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産及び資産の分別管理)

第19条 本事業の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 掛金
- (2) 掛金から生ずる果実
- (3) その他の収入
- 2 県社協は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。
- 3 退職給付金積立金の管理は、信託業務を行う金融機関との信託契約または金融機関への預託により管理する。
- 4 資産の運用は、別に定める運用基本方針及び運用ガイドラインにより適切に行わなければならない。
- 5 信託契約等の変更、運用基本方針の策定並びに変更については、契約者の四分の三以上の同意を得なければならない。

- 6 契約者が県社協から前項の提案を受理したときは、意向連絡書（様式第1号）を県社協に提出するものとする。

（債務の範囲）

第20条 県社協が本共済契約に基づき負担する債務については、第8条に規定する退職手当給付額に対するものとし、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

（財政計算及び積立水準の回復計画）

第21条 本事業を将来にわたり健全に運営するため、年金数理に基づいた財政計算を原則として5年に1度実施する。

- 2 財政再計算（財政検証）により、第8条1項から5項に規定する退職手当給付額に対して、前条に規定する資産の積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。
- 3 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、共済契約者にすみやかに開示しなければならない。

第5章 雑 則

（規程の改廃）

第22条 規程を改廃する場合は、運営委員会の承認後、契約者の四分の三以上の同意を得、県社協理事会に諮り決定する。

（細則）

第23条 本規程の施行上の細則については、別に会長の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 福島県社会福祉事業施設団体職員共済会の事業及び会員の権利義務は本会が引き継ぐものとする。
- 2 この規程は、昭和52年6月20日より施行する。

附 則

この規程は、昭和57年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、すでに40万円を越えている者の俸給月額の上限額は、第

6条第2項の規定にかかわらず、昭和62年8月1日現在の俸給月額とする。

- 3 この規程の施行の際、すでに65歳以上の者の資格喪失の適用については、改正後の第4条の2の規定にかかわらず、同条中「65歳」とあるのは、昭和63年度は「75歳」、昭和64年度は「70歳」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成5年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年11月3日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の日前に貸し付けた資金についての第10条の規定の運用については、この規程による第10条の改正にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 第6条第3項の規定は、平成9年8月1日から施行する。

- 3 第10条に規定する住宅資金の貸付については、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月27日から施行する。

- 2 この規程の施行以前に、すでに本共済に加入している施設及び団体は、この限りではないものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第19条第4項から第6項の規定は、平成21年1月1日から適用する。

別表 1 加入期間別割増率表

在職期間	乗率
1 年以上 3 年未満	1.0
3 年以上 4 年未満	1.2
4 年以上 5 年未満	1.4
5 年以上 6 年未満	1.6
6 年以上 7 年未満	1.8
7 年以上	2.0

別表 2 退会時付利率表

退会月	乗数① 前年度の期末 元利合計額に 乗じる率	乗数② 年間本人掛金額 に乗じる率
4 月	1.00167	1.00083
5 月	1.00333	1.00167
6 月	1.00500	1.00250
7 月	1.00667	1.00333
8 月	1.00833	1.00417
9 月	1.01000	1.00500
10 月	1.01167	1.00583
11 月	1.01333	1.00667
12 月	1.01500	1.00750
1 月	1.01667	1.00833
2 月	1.01833	1.00917
3 月	1.02000	1.01000

別表 3 加入時付利率表

加入月	乗数 年間本人掛金額 に乗じる率
4 月	1.01000
5 月	1.00917
6 月	1.00833
7 月	1.00750
8 月	1.00667
9 月	1.00583
10 月	1.00500
11 月	1.00417
12 月	1.00333
1 月	1.00250
2 月	1.00167
3 月	1.00083